

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(神奈川県担当部会)

令和2年7月15日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 7件

厚生年金保険関係 7件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 2件

国民年金関係 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川)(受)第1900142号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川)(厚)第2000016号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額を、平成15年12月22日は50万円、平成16年7月31日は35万円、同年12月18日は40万円、平成17年7月31日は33万2,000円に訂正することが必要である。

平成15年12月22日、平成16年7月31日、同年12月18日及び平成17年7月31日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者の平成15年12月22日、平成16年7月31日、同年12月18日及び平成17年7月31日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成15年12月31日
② 平成16年7月31日
③ 平成16年12月31日
④ 平成17年7月31日

A社から請求期間①から④までに係る賞与の支払を受け、厚生年金保険料を控除されていたが、厚生年金保険の記録では保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)になっている。調査の上、当該賞与を保険給付の対象となる記録に訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された請求期間①から④までの賞与の明細の写し(以下「賞与明細書(写)」という。)及び事業主の回答により、請求者は、A社から請求期間①は50万円、請求期間②は35万円、請求期間③は41万円、請求期間④は34万円の賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付

が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①から④までの標準賞与額については、上記賞与明細書（写）において確認できる厚生年金保険料控除額又は賞与額から、請求期間①は50万円、請求期間②は35万円、請求期間③は40万円、請求期間④は33万2,000円とすることが必要である。

また、請求期間①から④までの賞与支払年月日については、オンライン記録によると、請求期間①から④までと同日（31日）と記録（厚生年金保険法第75条本文該当）されているところ、i）請求期間①及び③については、A社が加入しているB健康保険組合から提出された請求者に係る台帳（ハードコピー）において確認できる支払年月日から、請求期間①は平成15年12月22日、請求期間③は平成16年12月18日、ii）請求期間②及び④については、上記賞与明細書（写）には日付の記載がなく、事業主及び同僚に照会を行ったものの日付を特定できる回答が得られなかったため賞与支払月の月末と認定し、請求期間②は平成16年7月31日、請求期間④は平成17年7月31日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成15年12月22日、平成16年7月31日、同年12月18日及び平成17年7月31日に係る賞与について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を、年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川県)(受)第1900143号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川県)(厚)第2000017号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額を、平成15年12月22日は50万円、平成16年7月31日は35万円、同年12月18日は39万円、平成17年7月31日は33万2,000円、同年12月9日は50万4,000円、平成18年7月31日は29万5,000円、同年12月31日は39万円に訂正することが必要である。

平成15年12月22日、平成16年7月31日、同年12月18日、平成17年7月31日、同年12月9日、平成18年7月31日及び同年12月31日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者の平成15年12月22日、平成16年7月31日、同年12月18日、平成17年7月31日、同年12月9日、平成18年7月31日及び同年12月31日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和38年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成15年12月31日
② 平成16年7月31日
③ 平成16年12月31日
④ 平成17年7月31日
⑤ 平成17年12月31日
⑥ 平成18年7月31日
⑦ 平成18年12月31日

A社から請求期間①から⑦までに係る賞与の支払を受け、厚生年金保険料を控除されていたが、厚生年金保険の記録では保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)になっている。調査の上、当該賞与を保険給付の対象となる記録に訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された請求期間①から⑦までの賞与の明細の写し(以下「賞与明細書(写)」という。)及び事業主の回答により、請求者は、A社から請求期間①は50万円、請求期間②は35万円、請求期間③は40万円、請求期間④は34万円、請求期間⑤は53万円、請求期間⑥は31万円、請求期間⑦は42万円の賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①から⑦までの標準賞与額については、上記賞与明細書(写)において確認できる厚生年金保険料控除額又は賞与額から、請求期間①は50万円、請求期間②は35万円、請求期間③は39万円、請求期間④は33万2,000円、請求期間⑤は50万4,000円、請求期間⑥は29万5,000円、請求期間⑦は39万円とすることが必要である。

また、請求期間①から⑦までの賞与支払年月日については、オンライン記録によると、請求期間①から⑦までと同日(31日)と記録(厚生年金保険法第75条本文該当)されているところ、i)請求期間①、③及び⑤については、A社が加入しているB健康保険組合から提出された請求者に係る台帳(ハードコピー)において確認できる支払年月日から、請求期間①は平成15年12月22日、請求期間③は平成16年12月18日、請求期間⑤は平成17年12月9日、ii)請求期間②、④、⑥及び⑦については、上記賞与明細書(写)には日付の記載がなく、事業主及び同僚に照会を行ったものの日付を特定できる回答が得られなかったため賞与支払月の月末と認定し、請求期間②は平成16年7月31日、請求期間④は平成17年7月31日、請求期間⑥は平成18年7月31日、請求期間⑦は同年12月31日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成15年12月22日、平成16年7月31日、同年12月18日、平成17年7月31日、同年12月9日、平成18年7月31日及び同年12月31日に係る賞与について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を、年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所(当時)は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川県)(受)第1900144号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川県)(厚)第2000018号

第1 結論

請求者のA社における別表の第1欄に掲げる請求期間①から⑱までの賞与支払年月日に係る標準賞与額を、それぞれ別表の第4欄に掲げる標準賞与額に訂正することが必要である。

別表の第1欄に掲げる請求期間①から⑱までの賞与支払年月日に係る標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る別表の第1欄に掲げる請求期間①から⑱までの賞与支払年月日に係る同表の第4欄に掲げる標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和50年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成16年7月31日
② 平成16年12月31日
③ 平成17年7月31日
④ 平成17年12月31日
⑤ 平成18年7月31日
⑥ 平成18年12月31日
⑦ 平成19年7月31日
⑧ 平成19年12月31日
⑨ 平成20年7月31日
⑩ 平成20年12月31日
⑪ 平成21年7月31日
⑫ 平成21年12月31日
⑬ 平成22年7月31日
⑭ 平成22年12月31日
⑮ 平成23年7月31日
⑯ 平成23年12月31日

⑰ 平成 25 年 12 月 31 日

⑱ 平成 27 年 7 月 31 日

⑲ 平成 27 年 12 月 31 日

A社から請求期間①から⑲までに係る賞与の支払を受け、厚生年金保険料を控除されていたが、厚生年金保険の記録では保険給付の対象とならない記録（厚生年金保険法第 75 条本文該当）になっている。調査の上、当該賞与を保険給付の対象となる記録に訂正し、年金額に反映してほしい。

第 3 判断の理由

請求期間①から⑲までについて、請求者から提出された当該期間に係る賞与の明細の写し（以下「賞与明細書（写）」という。）及び事業主の回答により、請求者は、A社からそれぞれ、別表の第 2 欄に掲げる標準賞与額に相当する賞与の支払を受け、当該賞与から別表の第 3 欄に掲げる標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①から⑲までの標準賞与額については、上記賞与明細書（写）において確認できる厚生年金保険料控除額又は賞与額から、それぞれ別表の第 4 欄に掲げる標準賞与額とすることが必要である。

また、請求期間①から⑲までの賞与支払年月日については、オンライン記録によると、請求期間①から⑲までと同日（31 日）と記録（厚生年金保険法第 75 条本文該当）されているところ、i）請求期間②、④及び請求期間⑦から⑭までについては、A社が加入している B 健康保険組合から提出された請求者に係る台帳（ハードコピー）において確認できる支払年月日により、ii）請求期間①、③、⑤、⑥及び請求期間⑮から⑲までについては、上記賞与明細書（写）には日付の記載がなく、事業主及び同僚に照会を行ったものの日付を特定できる回答が得られなかったため賞与支払月の月末と認定することにより、それぞれ別表の第 1 欄に掲げる賞与支払年月日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、別表の第 1 欄に掲げる請求期間①から⑲までの賞与支払年月日に係る賞与について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を、年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（平成 22 年 1 月以降は、年金事務所）は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

別表

第1欄		第2欄	第3欄	第4欄	
請求期間	賞与支払年月日	賞与額 見合い 標準賞与額	保険料控除額 見合い 標準賞与額	厚生年金 特例法 により 認定される 標準賞与額	
①	平成16年7月31日	平成16年7月31日	10万円	10万円	10万円
②	平成16年12月31日	平成16年12月18日	25万円	24万4,000円	24万4,000円
③	平成17年7月31日	平成17年7月31日	25万円	24万4,000円	24万4,000円
④	平成17年12月31日	平成17年12月9日	40万円	38万1,000円	38万1,000円
⑤	平成18年7月31日	平成18年7月31日	30万円	28万6,000円	28万6,000円
⑥	平成18年12月31日	平成18年12月31日	40万円	37万1,000円	37万1,000円
⑦	平成19年7月31日	平成19年7月13日	28万円	28万円	28万円
⑧	平成19年12月31日	平成19年12月12日	40万円	40万円	40万円
⑨	平成20年7月31日	平成20年7月11日	28万円	28万円	28万円
⑩	平成20年12月31日	平成20年12月12日	35万円	34万2,000円	34万2,000円
⑪	平成21年7月31日	平成21年7月10日	19万円	19万円	19万円
⑫	平成21年12月31日	平成21年12月11日	30万円	30万円	30万円
⑬	平成22年7月31日	平成22年7月20日	19万円	19万円	19万円
⑭	平成22年12月31日	平成22年12月10日	31万円	31万円	31万円
⑮	平成23年7月31日	平成23年7月31日	20万円	20万円	20万円
⑯	平成23年12月31日	平成23年12月31日	29万円	28万4,000円	28万4,000円
⑰	平成25年12月31日	平成25年12月31日	31万円	30万4,000円	30万4,000円
⑱	平成27年7月31日	平成27年7月31日	23万円	22万6,000円	22万6,000円
⑲	平成27年12月31日	平成27年12月31日	29万円	27万9,000円	27万9,000円

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川県)(受)第1900145号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川県)(厚)第2000019号

第1 結論

請求者のA社における別表の第1欄に掲げる請求期間①から⑮までの賞与支払年月日に係る標準賞与額を、それぞれ別表の第4欄に掲げる標準賞与額に訂正することが必要である。

別表の第1欄に掲げる請求期間①から⑮までの賞与支払年月日に係る標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る別表の第1欄に掲げる請求期間①から⑮までの賞与支払年月日に係る同表の第4欄に掲げる標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和50年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成18年7月31日
② 平成18年12月31日
③ 平成19年7月31日
④ 平成19年12月31日
⑤ 平成20年7月31日
⑥ 平成20年12月31日
⑦ 平成21年7月31日
⑧ 平成21年12月31日
⑨ 平成22年7月31日
⑩ 平成22年12月31日
⑪ 平成23年7月31日
⑫ 平成23年12月31日
⑬ 平成25年12月31日
⑭ 平成27年7月31日
⑮ 平成27年12月31日

A社から請求期間①から⑮までに係る賞与の支払を受け、厚生年金保険料を控除されていたが、厚生年金保険の記録では保険給付の対象とならない記録（厚生年金保険法第75条本文該当）になっている。調査の上、当該賞与を保険給付の対象となる記録に訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①から⑮までについて、請求者から提出された当該期間に係る賞与の明細の写し（以下「賞与明細書（写）」という。）及び事業主の回答により、請求者は、A社からそれぞれ、別表の第2欄に掲げる標準賞与額に相当する賞与の支払を受け、当該賞与から別表の第3欄に掲げる標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①から⑮までの標準賞与額については、上記賞与明細書（写）において確認できる厚生年金保険料控除額又は賞与額から、それぞれ別表の第4欄に掲げる標準賞与額とすることが必要である。

また、請求期間①から⑮までの賞与支払年月日については、オンライン記録によると、請求期間①から⑮までと同日（31日）と記録（厚生年金保険法第75条本文該当）されているところ、i）請求期間③から⑩までについては、A社が加入しているB健康保険組合から提出された請求者に係る台帳（ハードコピー）において確認できる支払年月日により、ii）請求期間①、②及び請求期間⑪から⑮までについては、上記賞与明細書（写）には日付の記載がなく、事業主及び同僚に照会を行ったものの日付を特定できる回答が得られなかったため賞与支払月の月末と認定することにより、それぞれ別表の第1欄に掲げる賞与支払年月日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、別表の第1欄に掲げる請求期間①から⑮までの賞与支払年月日に係る賞与について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を、年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（平成22年1月以降は、年金事務所）は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

別表

第1欄		第2欄	第3欄	第4欄	
請求期間	賞与支払年月日	賞与額 見合い 標準賞与額	保険料控除額 見合い 標準賞与額	厚生年金 特例法 により 認定される 標準賞与額	
①	平成18年7月31日	平成18年7月31日	2万円	2万円	2万円
②	平成18年12月31日	平成18年12月31日	5万円	4万7,000円	4万7,000円
③	平成19年7月31日	平成19年7月13日	3万円	3万円	3万円
④	平成19年12月31日	平成19年12月12日	5万円	5万円	5万円
⑤	平成20年7月31日	平成20年7月11日	3万円	3万円	3万円
⑥	平成20年12月31日	平成20年12月12日	5万円	4万9,000円	4万9,000円
⑦	平成21年7月31日	平成21年7月10日	3万円	3万円	3万円
⑧	平成21年12月31日	平成21年12月11日	5万円	5万円	5万円
⑨	平成22年7月31日	平成22年7月20日	3万円	3万円	3万円
⑩	平成22年12月31日	平成22年12月10日	5万円	5万円	5万円
⑪	平成23年7月31日	平成23年7月31日	3万円	3万円	3万円
⑫	平成23年12月31日	平成23年12月31日	5万円	4万9,000円	4万9,000円
⑬	平成25年12月31日	平成25年12月31日	5万円	4万9,000円	4万9,000円
⑭	平成27年7月31日	平成27年7月31日	10万円	9万8,000円	9万8,000円
⑮	平成27年12月31日	平成27年12月31日	14万円	13万5,000円	13万5,000円

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川)(受)第1900146号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川)(厚)第2000020号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額を、平成27年7月31日は13万8,000円、同年12月31日は14万5,000円に訂正することが必要である。

平成27年7月31日及び同年12月31日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者の平成27年7月31日及び同年12月31日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和63年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成27年7月31日
② 平成27年12月31日

A社から請求期間①及び②に係る賞与の支払を受け、厚生年金保険料を控除されていたが、厚生年金保険の記録では保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)になっている。調査の上、当該賞与を保険給付の対象となる記録に訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された請求期間①及び②の賞与の明細の写し(以下「賞与明細書(写)」という。)及び事業主の回答により、請求者は、A社から請求期間①は14万円、請求期間②は15万円の賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①及び②の標準賞与額については、上記賞与明細書(写)において確認できる厚生年金保険料控除額から、請求期間①は13万8,000円、請求期間②は14万5,000

円とすることが必要である。

また、請求期間①及び②の賞与支払年月日については、上記賞与明細書（写）に支払日の記載がなく、事業主及び同僚に照会を行ったものの日付を特定できる回答が得られなかったため賞与支払月の月末と認定し、請求期間①は平成27年7月31日、請求期間②は平成27年12月31日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成27年7月31日及び同年12月31日に係る賞与について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を、年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川県)(受)第1900147号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川県)(厚)第2000021号

第1 結論

請求者のA社における平成27年12月31日の標準賞与額を4万9,000円に訂正することが必要である。

平成27年12月31日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者の平成27年12月31日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和56年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成27年12月31日

A社から請求期間に係る賞与の支払を受け、厚生年金保険料を控除されていたが、厚生年金保険の記録では保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)になっている。調査の上、当該賞与を保険給付の対象となる記録に訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された請求期間の賞与の明細の写し(以下「賞与明細書(写)」という。)及び事業主の回答により、請求者は、A社から請求期間において、5万円の賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間の標準賞与額については、上記賞与明細書(写)において確認できる厚生年金保険料控除額から、4万9,000円とすることが必要である。

また、請求期間の賞与支払年月日については、上記賞与明細書(写)に支払日の記載がなく、事業主及び同僚に照会を行ったものの日付を特定できる回答が得られなかったため賞与支払月の月末と認定し、平成27年12月31日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成 27 年 12 月 31 日に係る賞与について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を、年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川)(受)第2000007号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川)(厚)第2000022号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額を、平成27年7月31日は12万8,000円、同年12月31日は13万5,000円に訂正することが必要である。

平成27年7月31日及び同年12月31日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者の平成27年7月31日及び同年12月31日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 平成2年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成27年7月31日
② 平成27年12月31日

A社から請求期間①及び②に係る賞与の支払を受け、厚生年金保険料を控除されていたが、厚生年金保険の記録では保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)になっている。調査の上、当該賞与を保険給付の対象となる記録に訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された請求期間①及び②の賞与の明細の写し(以下「賞与明細書(写)」という。)及び事業主の回答により、請求者は、A社から請求期間①は13万円、請求期間②は14万円の賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①及び②の標準賞与額については、上記賞与明細書(写)において確認できる厚生年金保険料控除額から、請求期間①は12万8,000円、請求期間②は13万5,000

円とすることが必要である。

また、請求期間①及び②の賞与支払年月日については、上記賞与明細書（写）に支払日の記載がなく、事業主及び同僚に照会を行ったものの日付を特定できる回答が得られなかったため賞与支払月の月末と認定し、請求期間①は平成27年7月31日、請求期間②は平成27年12月31日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成27年7月31日及び同年12月31日に係る賞与について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を、年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川)(受)第1900131号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川)(国)第2000001号

第1 結論

昭和47年*月から昭和51年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和27年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和47年*月から昭和51年3月まで

私が20歳になった昭和47年*月頃、父親が、A市役所で私の国民年金の加入手続きを行い、請求期間の国民年金保険料については、父親が、毎月、当時勤務していた金融機関で納付してくれていたと思う。父親からは、私が大学生の頃の国民年金保険料を父親が納付していたという話を何度も聞いている。

請求期間の国民年金保険料が未加入による未納となっていることに納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、20歳になった昭和47年*月頃に、父親が、A市役所で国民年金の加入手続きを行い、請求期間の国民年金保険料を毎月、金融機関で納付してくれていたと思う旨主張しているが、請求者は、国民年金の加入手続き及び当該期間の保険料の納付に直接関与しておらず、これらを行ってくれていたとする父親は既に亡くなっており、証言を得ることができないことから、請求者の請求期間に係る国民年金の加入手続き及び保険料納付の状況が不明である。

また、請求期間の国民年金保険料を納付するためには、国民年金の加入手続きを行い、国民年金手帳記号番号が払い出されている必要があるが、社会保険オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる調査においても、請求者に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、請求者は、請求期間において、国民年金に未加入であり、制度上、国民年金保険料を納付することはできない。

さらに、A市は、請求期間当時の国民年金加入者に係る資料について、当時の記録を確認できる資料は保管していない旨回答している。

このほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)がなく、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当

たらない。

これら請求内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川)(受)第1900132号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川)(厚)第2000023号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準報酬月額の見直しを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和32年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和55年5月23日から昭和59年2月1日まで

私がA社に勤務していた期間について、総額で16~17万円、手取額で15万円程度の給与が支給されていたはずであるが、厚生年金保険の記録によると、支給されていた給与額より低い標準報酬月額が記録されている。

調査の上、請求期間について、実際の給与額に見合う標準報酬月額に記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求期間について、請求者は、A社に勤務していた期間の標準報酬月額が、支給されていた給与額より低く記録されていると主張しているところ、雇用保険支給記録における離職時賃金日額から、請求者は、同社の離職時前6か月間において、オンライン記録の標準報酬月額よりも高い額の給与の支給を同社から受けていたこととはうかがえる。

しかしながら、A社は、請求者の請求内容どおりの報酬額に見合う標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を給与から控除したはずであるが、請求期間当時の資料は紛失していると回答及び陳述している上、当該期間当時のA社の社会保険事務及び給与事務の担当者は既に亡くなっていることから、照会を行うことができず、請求者の請求期間に係る報酬額及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、A社において、請求期間当時に厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の元従業員について照会を行ったものの、請求者の当該期間に係る報酬額及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、A社に係る事業所別被保険者名簿において、請求者の請求期間に係る標準報酬月額について、遡及して減額訂正されるなど不自然な事務処理が行われた形跡は見当たらない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及

び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求期間について、請求者がA社において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。